## 若狭町公民館使用の手引き

## □設置目的

公民館は、地区住民のために、実際生活に即する教育・学術・文化に関する 各種の事業を行い、教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の 振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

## □基本情報

公民館名	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
中央公民館	中央第1号2番地	0770-45-2222	0770-47-5363	町内全域
三方公民館	中央第1号2番地	0770-45-9137	0770-45-9138	三方地区
三十三公民館	井崎第59号24番地	0770-45-3103	0770-45-3103	三十三地区
西田公民館	田井第21号7番地1	0770-46-1515	0770-46-1515	西田地区
鳥羽公民館	三田第27号17番地	0770-64-1800	0770-64-1800	鳥羽地区
瓜生公民館	脇袋第12号3番地2	0770-62-0053	0770-62-0053	瓜生地区
熊川公民館	熊川第43号37番地	0770-62-0135	0770-62-0135	熊川地区
三宅公民館	井ノ口第37号8番地	0770-62-0140	0770-62-0140	三宅地区
野木公民館	兼田第1号29番地	0770-62-1469	0770-62-1469	野木地区

使用時間 午前8時30分~午後10時

職員駐在は午前8時30分~午後5時

※行事等で不在時あり

休 館 日 中央公民館 火、年末年始(12月29日~1月3日) 地区公民館 土日、祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)

## □使用について

	■地域づくりのための各種団体の会合や教育・文化・健康増進活動等の社会
1	教育の場として使用できます。
	所定の申請書を記載して、使用しようとする日の3ヶ月前から5日前まで
2	の間に直接公民館に提出してください。インターネットによる申請も可能
	です(福井県電子自治体協議会施設予約サービス)。
	原則使用料が発生します。使用料は、納付書を月締めで郵送しますので、
3	指定金融機関等でお支払いください。
	町の公共団体または地区民が公民館の目的に沿って使用するときなどは使
4	用料が免除される場合があります。
	<b>さまな、たまさまましましまりまりになりのはまってかしっく</b>
5	■申請後、使用を変更または中止する場合は速やかに公民館まで連絡してく
5	ださい。
	1

# □公民館使用料一覧表

公民館名	室名	単 位	金額(円)
	2階 講堂	1 時間/室	1, 300
	2階 第1会議室	1時間/室	300
	2階 第2会議室	1 時間/室	200
	2階 第3会議室	1 時間/室	100
中央公民館	2階 第4会議室	1 時間/室	100
(リブラ若狭)	2階 研修室	1 時間/室	300
	2階 文芸室	1 時間/室	300
	2階 作法室	1 時間/室	100
	1階 和室	1 時間/室	300
	1階 実習室(調理室)	1 時間/室	200
三方公民館	1階 会議室	1 時間/室	200
	1階 研修室(1)和室	1 時間/室	300
一十一八日始	1階 研修室(2)洋室	1 時間/室	300
三十三公民館 	1階 展示室	1 時間/室	100
	1階 調理室	1 時間/室	200
	2階 研修室	1 時間/室	600
西田公民館	1階 会議室(1)	1 時間/室	200
	1階 会議室(2)	1時間/室	200
	2階 大会議室	1 時間/室	600
白羽八日約	2階 小会議室	1 時間/室	100
鳥羽公民館 	1階 会議室	1 時間/室	200
	1階 調理実習室	1 時間/室	200
	2階 大会議室	1 時間/室	600
瓜生公民館	1階 会議室	1 時間/室	200
	1階 調理実習室	1 時間/室	100

	1階	大会議室	1 時間/室	600
能叫公兄館	1階	小会議室	1 時間/室	100
熊川公民館 	1階	調理実習室	1 時間/室	100
	1階	健康増進(兼)伝習室	1 時間/室	200
	2階	大ホール	1 時間/室	600
一克公豆硷	1階	和室(中)	1 時間/室	200
三宅公民館	1階	和室(大)	1 時間/室	400
	1階	小会議室(談話室)	1 時間/室	200
	2階	大会議室	1 時間/室	600
野木公民館	1階	研修室	1 時間/室	200
	1階	調理実習室	1 時間/室	100

- ※使用者が本町の住民でない場合は、所定使用料の1.5倍の額とする。 (使用者のうち、本町の住民でない者が3分の1を超える場合)
  - ※冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、所定使用料の1.3倍の額とする。
  - ※一覧表に記載されていない部屋を貸出する場合は、同規模の部屋の料金を 準用する。
  - ※営利目的で利用する場合は、所定使用料の2倍の額とする。
  - ※使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は1時間として計算する。

## □減免基準

1. 社会的弱者への配慮 次の区分の利用者が団体等の3分の2以上を占める場合に適用します。

利用者区分	減免区分	
障害者等	免除	
高齢者(65歳以上)	5割減	
学生、幼児 (就学前)	7. 5割減	

- 2. 地域づくりのための政策的特例措置 次の事項のいずれかに該当する場合は、使用料を免除します。
- (1) 本町又は公民館が主催又は共催する事業で使用する場合
- (2) 法律又は町の例規で規定する付属機関や町が会則等を根拠に設置して、 委員を委嘱している機関等が使用する場合
- (3) 地区の地縁組織が当該地区の公民館を使用する場合※地区区長会、地区子ども会、地区体協、地区女性の会、地区老人クラブ、地区自主学級、地区壮年会、地区消防団等
- (4) 地区民が目的に沿って当該地区の公民館を使用する場合(各種サークル等)
  - ※地区民(団体の場合は地区民が3分の2以上)が教育・文化・健康増進活動等の公民館の設置目的に沿って使用する場合
- (5) その他教育委員会又は館長が特に必要と認める場合
- ※三方地区民で(3)(4)に該当する場合は、中央公民館の使用料を免除します。
- 3. 地域づくりのための政策的特例措置の対象とならないもの 地区民以外(団体の場合は地区民が3分の2未満)や企業(事業所)、 営利を目的とする使用については、減免の対象となりません。

又、地区民であったとしても公民館の設置目的に沿わない使用について は、減免の対象となりません。

#### 「営利目的」とは

・活動の利益を個人又は企業の儲けとしている場合

### □使用制限・禁止事項

- 1 社会教育法第23条(公民館の運営方針)の規定に抵触すること (社会教育施設としての目的や性格に添わない営利・政治・宗教活動)
- 2 公の秩序や善良な風俗を乱すおそれがあること (例 大音量の楽器演奏、大きな振動や騒音・悪臭を伴うなど、他の利用 者や近隣へ迷惑を及ぼすおそれがあること)
- 3 公民館又は設備器具を損傷するおそれがあること
- 4 その他、公民館の管理上支障があること

## □注意事項

- 1 使用料については、月締めで納付書を作成し郵送しますので、役場会計課、 上中サービス室又は指定金融機関で納期限までに支払ってください。
- 2 申請後、使用を変更または中止する場合は速やかに連絡してください。
- 3 使用者は、当館の施設・附属設備等について善良な管理をしてください。
  - ごみは必ず持ち帰ってください。
  - ・使用者で準備、後片付けをしてください。
  - ・電灯、冷暖房の消し忘れにご注意ください。
- **4** 使用許可時間は厳守してください。 (使用時間には準備と後片付けの時間を含みます)
- 5 許可を受けないで飲食または火気を使用しないでください。
- 6 許可を受けないで、建物または敷地内において物品等を販売・展示、また は金品の寄付、募集や広告類の掲示、配布等の行為をしないでください。
- 7 災害等で当館が避難所となった場合は使用を差し控えていただく場合があります。
- 8 職員不在時の鍵の受け取り・返却方法については、職員の指示に従ってく ださい。
- 9 その他、職員の指示に従ってください。

### 口その他

- 1 使用制限・禁止事項や注意事項を遵守いただけない場合は、利用をお断り することがあります。
- 2 休館日や時間外等の使用について、公民館の管理上支障がある場合は、利 用をお断りすることがあります。
- 3 使用者は、使用中に建物・附属設備その他器具備品等を破損・汚損・滅失 したときは、それによって生じた損害を賠償していただく場合があります。
- 4 施設内での事業によって使用者に損害が生じても、町・教育委員会は一切 その責を負いません。
- 5 施設や設備の状況をよく把握し、非常ロ・消火設備等の位置を確認しておいてください。なお、非常の場合は、あわてないで職員の指示に従って行動し、避難誘導にご協力ください。

#### お問い合せ

若狭町教育委員会事務局 福井県三方上中郡若狭町市場20-18

電話:0770-62-2731 FAX:0770-62-2732